

## 栗駒山麓ジオパーク推進協議会共催及び後援の名義取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栗駒山麓ジオパーク推進協議会が、推進協議会以外の団体等が行うジオパークの推進に関係する事業及び行事（以下、「事業等」という。）を共同主催し、又は後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業等の企画又は運営に参加すること。
- (2) 後援 事業等の趣旨に賛同し、その開催を援助すること。

(共催等の名義)

第3条 共催及び後援（以下、「共催等」という。）において使用を承認する名義は、「栗駒山麓ジオパーク推進協議会」とする。

(承認の基準)

第4条 前条に規定する共催等による名義の使用（以下、「名義使用」という。）は、事業等の内容が公共性又は公益性を有し、世界ジオパークネットワークが定めるガイドライン及び栗駒山麓ジオパークの理念に即していると認められるものを承認する。

(対象としない事業等)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業等は、承認を行わない。

- (1) 政治的目的をもつもの
- (2) 宗教的目的を持つもの
- (3) 暴力団と関係があるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) その他会長が不相当と認めるもの

(承認の申請)

第6条 名義使用の承認を受けようとするものは、共催等名義使用承認申請書（様式第1号）を事業等の開催日の14日前までに会長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業等の計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 役員その他主な事業関係者の身分を明らかにする書類
- (4) その他会長が必要と認める書類

(承認の決定)

第7条 会長は、第6条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、名義使用の承認の可否を共催等名義使用に関する決定通知書（様式第2号）により主催者に通知しなければならない。

(承認の条件)

第8条 会長は、名義使用を承認する際には、必要に応じて、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業等の計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。

- (2) 事故防止、救護体制等について十分に留意すること。
- (3) 事業等が終了したときは、速やかに、その結果について共催等名義使用事業報告書（様式第3号）を提出すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める条件  
（承認の取消し）

第9条 名義使用の承認を受けた事業等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その是正を求め、又はその承認を取り消すことができる。

- (1) 申請の内容に偽りがあったとき。
- (2) 事業内容等の変更により、第4条に規定する承認基準を逸脱するものとなったとき。
- (3) 承認の条件に違反したとき。
- (4) その他承認することが不相当と会長が認めるとき。

2 前項の規定により、名義使用の承認を取り消された場合において、主催者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。